

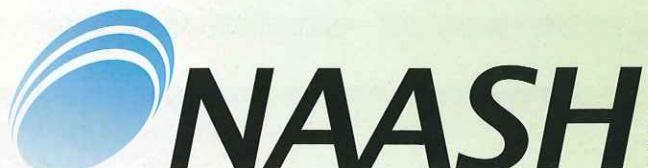
— 2010年第5号 —

KANSAI

学校安全



和歌山電鉄 貴志川線



National Agency for the Advancement of Sports and Health

独立行政法人日本スポーツ振興センター 大阪支所

「スポーツ事故のリスクマネージメント～実体験を踏まえて～」



弁護士

宮島 繁成

1 スポーツと法律

仕事柄、学校関係者やスポーツ指導者から、部活中の事故の法的責任について質問を受けることがあります。とくに、昨年、高松高裁の落雷事故判決が出た後、多くなったような気がします。

こういった問題は少し前まではあまり関心が持たれていました。スポーツに打ち込む人は、いい意味で素朴かつシンプルな人が多く、これをしたらどんな責任を問われるかとか、万一事故になつたらどうなるかなどあまり考えず、ひたすら強くなる健康になるというスポーツ本来の目的のために邁進していました。このためスポーツと法律とは長く縁遠い分野だったと思います。

しかし、昨今「コンプライアンス」だとか「リスク・マネージメント」が謳われ、ちょっとした不祥事でもマスコミで取り上げられたり、賠償問題に発展することがめずらしくなくなってきた。もはや無関心ではいられない時代となっています。

寂しい気もする反面、やむをえない一面もあります。スポーツは、美術や音楽などと同じく、趣味やレクリエーションの一つとして国民に広く親しまれています。授業のことは憶えていないが、運動部のことが一番の思い出だったという生徒もたくさんいます。

しかし、美術や音楽と根本的に違うのは、スポーツは常に危険を孕んでいます。これは、球技、陸上、格闘技などスポーツの種類に関わりません。

ラグビーは全力で走っている人の足をめがけてタックルしますが、街中で行えば傷害罪で検挙されかねません。野球の経験のない人が硬式ボールを手に取ってみたとき、どうしてこのような固い物を全力で投げたり打ったりできるのか不思議に思うにちがいありません。私はラグビーの経験があるのでタックルにはさほど抵抗感はありませんが、硬式ボールをさわるたび野球経験者には尊敬の念さえ覚えます。

とはいって、このような危険を乗り越えることによって、大きな充実感と達成感を手にすることができる、それもスポーツのすばらしさだと思います。

2 スポーツのリスク・マネージメント

このため、スポーツのリスク・マネージメント（危険管理）の重要性が叫ばれるわけです。



本来、リスク・マネージメントとは、非常事態にならないように予防措置をとることを言います。ただ、一般には非常事態が生じた後の対応（クライシス・マネージメント）も含めて広く使われています。

スポーツ事故の場合は、予防のための情報収集と教育・啓蒙活動、体制整備、保険、危険の早期発見、被害の拡大防止（応急措置）、連絡と報告、復旧（治療）、謝罪と補償、記録などの一連の対応がこれに当たります。

普段は、弁護士としてあるいは大学の授業などで、このような対応方法を助言したり講義したりしているのですが、法律家としての立場を離れ、実体験を通じて学んだ大切なリスク・マネージメントが一つあります。

それは、被害者に疎外感を抱かせないということです。

3 死亡事故に直面して

私は、これまで自分が所属するスポーツチームで、死亡事故に二度出会いました。

一つ目は、大学のラグビー部に所属していたときのことです。長居競技場で定期戦があり、一年生の私はスタンドで観戦していました。9月半ばでしたが、その日はたいへん暑く、試合展開もたいへん激しいものでした。試合直後に選手が倒れ、人だかりになっているのが遠くから見えました。その選手は救急車で運ばれ集中治療を受けましたが、内蔵出血、脳機能停止、腎不全を引き起こし亡くなりました。30年近く前の話ですので、熱中症の危険がまだ世間に知られていないころでした。一つ上の先輩で、ポジションも同じ、練習では毎日スクラムを組んでいましたので、とても現実のこととは思えませんでした。

私たちは部を挙げて追悼行事を行い、その後も遺族と部員たちは長く交流を続けました。私も北九州の実家を訪問したことがあります、ご両親にはまるで自分の子どものように親しく接してもらいました。事故から20年後に開催された周年行事にも正式に招待しました。

実際には、大学生の場合、指導者や大学に法的責任が問われるケースはほとんどありません。大学生は技術、体力とも高く、自分で体調管理できることが前提になっているためだと思います。ちなみに年齢が下がるほど学校や指導者の責任が問われるケースが増え、幼稚園まで下がるとほぼ無過失責任に近い状況が見られます。

とはいっても、人が一人亡くなっているので、責任問題や賠償問題が生じてもおかしくなかったのですが、そのような雰囲気はまったくありませんでした。

もう一つ経験した死亡事故は、所属している山岳会のメンバーが北アルプス登山中に滑落死したことです。このときも、山岳会のメンバーが遺族との交流を絶やさず、毎年追悼登山を実施しています。現在は遺族も積極的に山行に参加したり、行事のときにはカンパをいただくようになっています。



4 被害者の疎外感

一般に、事故が裁判になるのは、お金がほしいといったことより、大多数は感情的ななじれが原因です。

その中心になるのは疎外感です。

一つは、事故の真相が知らされていないのではないかというよそ者扱いの感覚（真相を明らかにするために裁判するというケースが多い）、もう一つは、事故が風化しいずれ忘れられてしまうという寂しさ、他の子どもは順調に成長しているのになぜ自分の子どもだけがという不公平感、こういった疎外感が被害感情を形成し、ときに法廷に持ち込まれるので。実際に重大事故の被害者の相談を聞いていますと、最初は円満な関係で話が進んでいたところ、あるとき学校側の態度に違和感を感じ、それが疎外感を形成しながら強い被害感情に増幅されていく経過がよくわかります。

部活中の事故は赤の他人同士の事故ではありません。この点は交通事故などとまったく違うところです。気持ちの問題なので現実には簡単ではありませんが、ともに悲しみ、ともに懐かしむ連帯感が共有できれば、それ以上のリスク・マネージメントはないというのが私が実体験から得た感想です。

○執筆者 紹介

宮島 繁成 ひまわり総合法律事務所 弁護士

民事事件や家事事件一般を取り扱っており、特に、保険や交通事故、債権回収、不動産、遺産問題、契約やビジネス支援のための企業法務・予防法務等を広く扱っている。

また、学校や教育の問題、スポーツ法学にも取り組んでいる。

- 大阪家庭裁判所 非常勤裁判官
- 大阪学院大学 講師（スポーツ法学）
- 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員
- 日本スポーツ法学会 会員

